## 令和4年度被措置児童等虐待事案について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30の規定に基づき、令和4年 度本市において対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

# 1 令和4年度の被措置児童等虐待の件数2件

## 2 被措置児童等虐待の状況

#### (1) 施設等の種別と発生件数

里親等	社会的養護関係施設	障害児施設等	一時保護施設等
0件	2件	0件	0件

#### (2) 被措置児童等虐待の類型(主たるもの)

身体的虐待	]虐待    心理的虐待    性的虐待		ネグレクト
2件	0件	0件	0件

#### (3)被害児童の性別及び年齢層

男子	女子
2名	0名

乳幼児	小学生	中学生	高校生等
1名	1名	0名	0名

# (4) 加害者の職種

施設長•管理者	指導職員	里親等	医療職員	調理職員	その他
0名	2名	0名	0名	0名	0名

## (5) 市が講じた措置

報告聴取等	改善勧告	改善命令	事業停止等	
2件	0件	0件	0件	

なお、前年度(令和3年度)に社会的養護関係施設において生じた事案については、複数の

児童が被害を訴え、かつ職員が逮捕されるという事件であり、本市としても重大な被措置児 童等虐待事案として捉え、児童福祉審議会第3部会において次のとおり検証を実施した。

- ・令和3年11月~令和4年6月に8回検証を行い、4つの視点(①こどもの権利擁護の理念の実践 ②職員の資質に関すること ③施設の組織体制に関すること ④行 政や児童相談所との関り)から問題点・課題と再発防止に向けた対応策が示された。
- ・さらに、次の4つの提言が示された。(提言の主旨)
  - 1 人事について大きな刷新
  - 2 施設はマニュアル整備や職員への研修、効果的な人材育成制度・評価制度の実施
  - 3 第三者委員による改善策の具体案についての検討
  - 4 行政は取組みや改善に向けた抜本的な措置を行うよう改善勧告の実施、施設が 改善に応じない等の場合には、改善命令を行うよう検討
- ・本市から当該社会的養護関係施設に対しては、令和4年7月、検証の結果を渡し、現 在施設の運営改善に向けた取り組みを行っている。